

農地 Q&A

農地転用ってなに？

Q：現在、農業を営営していますが子供が社会人になり自家用車を持ったため家の庭と続いている畑を駐車場にしていたら、違反転用ですと注意されてしまいました。自分の土地なのになぜ自由に使えないのでしょうか。少ない面積でも手続きが必要ですか？

A：農地は、食料の安定供給を図る為に不可欠で農業にとっての財産です。国全体の食料の安全供給のためにも農地を守るために農地法による規制がかけられています。

A：農地転用は、農地を駐車場・住宅・店舗・資材置場・山林・道路など農地を農地でなくすることをいいます。

A：農地は、登記簿の地目が農地であれば全て手続きが必要です。

A：農地転用には農地法に基づいた許可が必要です。必ず事前に農業委員会事務局か地元農業委員にご相談ください。

農地流動化情報 (No.5)

各集落や地区内における農地の利用調整で、売買契約、貸借契約に至らなかった土地について、広く対象者・対象農地を募ることを目的として、流動化の情報を公開しています。

※ 売買に関する買い手の方及び貸借契約における借り手の方については、経営耕作面積等の農家要件が必要ですのでご承知おきください。

問い合わせ先 農業委員会事務局 TEL(34-3226)

【売りたい】

| No. | 希望地 | 地目 | 筆数 | 面積 |
|-----|-----------------------|----|----|------|
| 1 | 寿小赤 (塩尻市境付近) | 畑 | 2筆 | 10 a |
| 2 | 島内 (JR 大糸線梓川鉄橋南 250m) | 田 | 1筆 | 30 a |
| 3 | 島立 (島立出張所西側 500 m) | 田 | 1筆 | 34 a |
| 4 | 梓川梓 (南北条集落センター周辺) | 田 | 4筆 | 18 a |
| 5 | 梓川梓 (南北条集落センター周辺) | 畑 | 3筆 | 42 a |
| 6 | 島立 (島立橋西側) | 田 | 2筆 | 24 a |

【借りたい】

| No. | 農地の所在地 | 地目 |
|-----|-----------|----|
| 1 | 島内付近 | 田 |
| 2 | 梓川 (島内付近) | 田 |
| 3 | 島立付近 | 田 |

【貸したい】

| No. | 農地の所在地 | 地目 | 筆数 | 面積 |
|-----|-----------------------|----|----|------|
| 1 | 原 (女鳥羽中学グラウンド北側 50 m) | 畑 | 1筆 | 12 a |
| 2 | 岡田下岡田 (塩倉池付近) | 畑 | 1筆 | 7 a |
| 3 | 岡田伊深・岡田町 (山浦公民館周辺) | 畑 | 5筆 | 23 a |
| 4 | 梓川梓 (上の原西部地区集落センター付近) | 田 | 1筆 | 16 a |

農業者年金に加入しましょう

- 1 新しい年金制度は積立方式です。
- 2 生涯保障の終身年金です。
- 3 認定農業者等一定の要件をみたす方は保険料の助成があります。

[申込・問合せは農業委員会事務局かお近くのJAへ]

● **農地を売りたい方**・・・特別控除があり譲渡所得税が軽減されます。

● **農地を買いたい方**・・・不動産取得税が軽減されます。

問い合わせ

- 松本市農業委員会事務局 TEL 34 - 3226
- 財長野県農業開発公社 TEL 47 - 7800 (内線 2827)
松本支所(松本地方事務所農政課内)



大切な農地のご相談は
農業開発公社へ
お気軽にどうぞ